

平成 15 年 2 月 28 日

法務省刑事局

公的弁護制度検討会における当面の論点に関する意見

第 1 公的弁護制度の整備に関する改革の視点

被疑者段階を含む公的弁護制度の整備は、被疑者・被告人の正当な権利の擁護のほか、裁判員制度における集中審理や裁判の迅速化を支える制度的基盤ともなるという点で、重要な意義を有するものと考えている。他方で、公的弁護制度が国民の税金により賄われるものである以上、制度設計に当たり、納税者である国民の理解や納得が得られるものでなければならない。また、この制度は、現実に即し、実施可能なものでなければならない。制度を立ち上げて種々の制約から運営に支障を来すようでは、制度への信頼は失われてしまうであろう。制度設計にあっては、これらの事情を十分考慮に入れて、検討を行う必要がある。

第 2 被疑者に対する公的弁護制度の対象事件の範囲

1 選任請求権を与える事件の範囲について

(1) 被疑者の身柄が拘束されていること

公的資金により被疑者に対し国選弁護人を付するのは、真にこれを必要とする場合に限られるのは当然である。在宅の被疑者については、十分に外部との交通が可能であるから、被疑者に公的弁護人の選任請求権を与える事件は、身柄拘束されたものに限るのが相当である。

(2) 一定の重大犯罪であること

被疑者に対する国選弁護人の必要性が特に高いのは、一定の重大犯罪の場合である。その上、弁護士の対応能力に限界があり、しかも、依然として弁護士の偏在状況が解消されていない状況にかんがみると、身柄が拘束された事件全体を対象事件とすることは現実的ではなく、一定の重大な犯罪に限定せざるを得ない。その範囲については、いろいろな考え方があろうが、実際の弁護士の対応能力を考慮すると、法定合議事件（死刑又は無期若しくは短期 1 年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件のうち、刑法 236 条等の罪を除いたもの）とすることが考えられる。もっとも、その範囲であっても、

弁護士の偏在による対応能力の不足が懸念されるところであるので、その範囲については慎重に検討する必要がある。

(3) 貧困その他の事由により弁護人を選任することができないこと

弁護は、私選によることが原則であり、国選によるのは、自ら弁護人を選任することができないやむを得ない場合に限られる。被告人に対する国選弁護人の選任要件として、刑訴法36条は、「被告人が貧困その他の事由により弁護人を選任することができないとき」と定めており、これを基本に考えるのが相当である。したがって、捜査段階においても、国選弁護人の選任請求が認められるのは、まず貧困のため弁護人を選任できない場合が大原則である。ただ、資力以外の問題により私選弁護人を選任できない場合もまったく考えられないわけではないことから、その他の事由により弁護人を選任できない場合も、選任請求権を認めることが適当であろう。ただ、いずれの場合も、その要件を満たしているかどうか厳格に認定されるべきであり、高級外車を乗りまわしている暴力団員に国選弁護人が選任されるような事態は厳に避けるべきである。

2 職権による選任制度及び必要的選任制度について

(1) 職権による選任制度

被疑者段階でも一定の場合に国選弁護人を選任することとしても、あくまで被疑者の選任請求に基づいて選任するのが当然であり、被疑者が希望しないのに国選弁護人を選任する必要性は乏しいと言わざるを得ない。あり得るとすれば、選任請求するかどうかの判断能力が不十分であると認められる場合に、裁判所が、後見的に国選弁護人の必要性を判断するという観点であるが、他方で、捜査段階において、裁判所が、その必要性をどのように判断するかという問題もある。したがって、職権による選任制度を設けることについては、その趣旨や範囲、類型的な職権判断の難易などを考慮し、また、予想される選任数と弁護士の対応能力などにも留意しつつ慎重に検討すべきである。

(2) 必要的選任制度

一定の被疑者に対し必要的に弁護人を選任する制度については、そのような必要性は乏しいと考えられる。また、必要的選任制度を設けた場合には、弁護人が選任されなければ、取調べなど必要な捜査ができないとか、身柄拘束自体を継続できないなどという事態にもなりかねず、およそ捜査の遂行が困難となり、刑事司法の適正・

円滑な運営を阻害する。したがって、必要的選任制度を導入することは相当でない。

(3) 否認事件に対する国選弁護人選任

否認事件については国選弁護人を選任する仕組みを導入すべきであるとの主張もあるが、何をもって否認と定義するかという問題がある上、真摯に事実を自白している者には国選弁護人を付さず、否認している者に国選弁護人を付すことは、「正直者が馬鹿を見る」制度となりかねない。いずれにしろ国選弁護人を選任するかどうかは、被疑者の認否にかかわらないものとすべきであって、否認事件であることを必要的弁護事件の要件としたり、国選弁護人選任請求権付与の要件とするのは相当でない。

### 第3 国選弁護人選任の手続

#### 1 被疑者に対する弁護人の選任の始期について

逮捕段階と勾留段階とでは身柄拘束期間に著しい差があり、被疑者の権利保護の要請にも大きな差があると考えられる。ごく短期間の身柄拘束しか予定されていない逮捕期間よりも、一定期間の身柄拘束が予定される勾留に至った段階の方が、国選弁護人を選任する必要性は高い。その上、逮捕段階という厳しい時間制限がある中で、被疑者の請求、選任要件の審査、弁護人となるべき弁護士の確保、選任命令の発付などの所要の事務を全国一律に遂行することは、裁判所、捜査機関、弁護士会等の現実の対応能力からして困難である。逮捕段階では、被疑者側において国選弁護人選任請求の準備をし、勾留状発付時に裁判所が併せて選任請求の審査を行うこととするのが、実際問題としては適当である。したがって、国選弁護人の選任の始期は勾留段階からとするのが相当である。

#### 2 選任要件の審査について

##### (1) 貧困要件

公的弁護制度の整備に当たっては、貧困要件を実効的に審査・判断し得る仕組みを設けることが国民の理解を得る上で不可欠であることから、貧困要件の基準を明確化するとともに、被疑者に要件の疎明責任を負わせるべきである。その際の基準としては、現金、預金など容易に弁護報酬の支払に充てることが可能な流動性のある資産の総額から、標準的と思われる弁護報酬の金額を支払うことができるかどうかによるのが妥当ではないかと思われる。

また、被疑者に要件の疎明責任を負わせ、資力要件の判断資料として、資力申告書を提出することを義務付けるのが相当である。それとともに、資力申告書の信用性を担保するため、虚偽の資力申告書の提出に対し、罰則を設けることも検討すべきである。

(2) その他要件

その他要件とは、要するに、弁護人を依頼できるだけの資力があり、かつ、自らの費用で弁護人を依頼したいと考えているけれども、弁護人を依頼できないという事態を救済するためのものである。これについても、資力のある者は私選を依頼するのを原則とすべきであるから、被疑者に要件の疎明責任を負わせるべきであり、現実に弁護士会に弁護人の選任を申し出たものの、弁護人を選任できなかったことの疎明を要するものとするのが考えられる。

その場合、弁護士会（又は弁護士会を代表して接見した弁護士）において、選任の依頼があったが、当該弁護士会においては受任する弁護士がなかった旨を明らかにする書面を提出するものとするとも検討に値しよう。

3 選任できる弁護人の人数について

公的弁護制度下において、被疑者のため選任できる弁護人の人数については、一人に限るものとするのが相当である。一定の要件の下で、複数の弁護人を選任することができるものとするべきであるとの意見もあるが、一般的には国費で被疑者段階から複数の弁護人を付する必要性に乏しい上、裁判官が、捜査段階で、ある事件については複数の弁護人が必要であるけれども、ある事件については一人で十分であるという判断を行うことは實際上困難である。

4 被疑者に対する弁護人の選任の効力が及ぶ事件の範囲について

被疑者に対する弁護人の選任の効力が及ぶ事件の範囲については、手続的な明確さ等を確保するため、身柄拘束に係る事件単位とすべきである。

5 管轄区域と選任できる弁護士の制限について

管轄区域と選任できる弁護士の制限については、被告人の国選弁護人に関する刑訴規則 29 条 1 項と同様、公的弁護制度下で被疑者のため選任できる弁護人は、原則として裁判所の所在地にある弁護士の中から選任するものとし、裁判所の所在地に弁護士がないときその他やむを得ない事情があるときは、その裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域又はこれに隣接する他の地方裁判所の管轄区域内にあ

る弁護士の中から選任することができるものとすべきであるが、さらに、特に必要があると認めるときは、運営主体が確保した常勤弁護士や契約弁護士について、それ以外の管轄区域内から選任することができるものとするのが考えられよう。

6 同一の弁護人による数人の被疑者の弁護の可否について

同一の弁護人に数人の被疑者の弁護をさせることの可否も問題となり得るが、被疑者に関しては、利害相反の判断が困難であり、供述状況によって、常に利害相反となる可能性があることにかんがみれば、刑訴規則 29 条 2 項のような例外を許容する必要はなく、同一の弁護人が関連する数人の被疑者の弁護をすることはできないものとするべきである。

7 被疑者に対する弁護人の選任の効力の終期について

被疑者段階で付された弁護人の選任の効力の終期については、公訴提起により被告人となった後にも一貫した弁護がなされるべきであるという要請とともに、対象事件を身柄拘束された事件に限定していることとの一貫性や身柄拘束されていない事件との均衡を考慮して考える必要がある。

そこで、身柄拘束がなされたまま、公訴提起がなされた場合には、選任の効力が維持されるものとするべきであるが、公訴提起がなされず釈放された場合には、対象事件を身柄拘束された事件に限定している以上、選任の効力は失われるものとするのが相当である。

8 公判請求がなされた場合の被疑者に対する弁護人の選任の効力が及ぶ事件の範囲について

公判請求がなされた場合の弁護人の選任の効力が及ぶ事件の範囲については、私選弁護人に関する刑訴規則 18 条の 2 と同様に、同一裁判所に公訴が提起され、かつ、これと併合された他の事件についてもその効力を有するものとするべきであろう。

また、刑訴規則 18 条の 2 ただし書は、被告人又は弁護人がこれと異なる申述をしたときは、この限りでないとしているところ、国選弁護人についても、事件ごとの分担を求めるべき場合もあるので、裁判所の決定により、同一裁判所に公訴が提起され、併合された他の事件について、選任の効力を及ぼさないことができることを検討すべきである。

9 被告人に対する国選弁護人の選任要件について

被疑者に対する公的弁護人の選任要件を整備することに伴い、被告

人に対する国選弁護人の選任要件についても見直しを行うべきであり、いわゆる任意的弁護事件における国選弁護人の選任要件については、被疑者に対する弁護人の選任要件と同様とすべきものと考えられる。他方、必要的弁護事件については、選任要件の審査を行っても、弁護人がいなければ国選弁護人を付さなければならないため、選任要件を審査する意義が乏しいと考えられるものの、何らの審査も行わないことについて国民の理解が得られるか疑問なしとしないので、更に十分に検討すべきものとする。

#### 第4 公的弁護制度下での弁護報酬の算定・支払の在り方

##### 1 捜査段階の報酬の算定方法について

捜査段階の弁護活動の内容は、外部から客観的かつ適正に評価することが困難であるので、基本的に定額制とするほかないと思われる。ただ、単純な定額制とするのか、身柄拘束中の選任された期間の長短により差異を設けるか、あるいは更に接見回数などの点を加味するかは、なお検討の余地があると思われる。

##### 2 公判段階の報酬の算定方法について

公判段階の弁護活動についても、外部から客観的かつ適正に評価するには、公判に表れた弁護活動を踏まえて算定するほかない。そうすると、客観的かつ適正に評価し得るのは、裁判所以外にはないと考えられるので、現行の国選弁護制度と同様に、裁判所が算定・支払を行うものとするべきである。

なお、運営主体の常勤弁護士についても、裁判所の選任により公的弁護を担当する点で一般の弁護士と何ら変わるところがないことから、常勤弁護士が公的弁護を担当した場合も、裁判所から運営主体に報酬を支払うものとする必要があると思われる。ただ、常勤弁護士については運営主体から別途給与が支払われることから、別の考え方もあり得るところであり、さらに検討を要する。

##### 3 国選弁護費用の負担について

国選弁護費用については、受益者負担の原則上、被疑者・被告人に最終的には負担させるのが適当である。したがって、起訴された事件の捜査段階の弁護費用は、有罪となった場合、被告人に負担させるのが相当であるので、これを訴訟費用の一部として、費用負担させるべきである。もちろん、これを支払う能力がなければ、免除をすることができることも考慮すべきであろう。

なお、仮に、常勤弁護士及び契約弁護士が弁護人となったときには、裁判所から運営主体に個別事件ごとの報酬が支払われないという制度設計をする場合には、一般の弁護士が弁護人となった事件との均衡上、個別事件の弁護報酬に相当する金額について、費用負担を命ずるものとする必要があると考える。

他方、起訴されなかった事件については、嫌疑のないことが明らかとなった被疑者に費用を負担させることは疑問がある一方、起訴猶予を理由とする場合や身柄拘束の理由が被疑者自身による身代わり出頭など被疑者の責めに帰すべき事由によるには、弁護費用を負担させない理由はないと思われる。

#### 第5 公的弁護制度下での弁護活動の在り方

司法制度改革審議会意見も指摘しているとおり、公的弁護制度の下でも、個々の弁護活動の自主性・独立性が損なわれてはならないことは言うまでもないが、公的資金でまかなわれる弁護活動が違法・不当なもので、真実の発見を阻害するものである場合には、これに公的資金を費やすことに国民の理解や納得を得ることは不可能である。個々の弁護活動の自主性・独立性の尊重と逸脱行為に対する制裁とは両立するのであって、個々の弁護活動の自主性・独立性を尊重すべきであるからといって、逸脱行為に対する制裁の仕組みを整備すべきでないということにはならない。

したがって、法令上、国選弁護人の解任事由を明確化し、違法・不当な弁護活動が行われた場合には、裁判所が当該弁護人を解任できるようにすべきである。なお、国選弁護人の解任に関し、被疑者・被告人や国選弁護人に解任請求権を認めるべきであるとの意見もあるが、選任は裁判所の命令であり、相当ではない。

また、国選弁護人の選任についても、違法・不当な弁護活動を行った者が国選弁護人に選任されるのは不当であるので、適切な欠格事由を定めることなどにより、公的弁護制度に対する国民の信頼を確保すべきである。

また、公的弁護制度の運営主体は、弁護活動を提供する責務を有するのであるから、常勤弁護士や契約弁護士が違法・不当な弁護活動を行った場合には、所要の措置を適正かつ迅速に講ずることのできる手続を整備すべきである。そのような手続の整備に当たっては、国民の良識が国選弁護の在り方に反映されるよう工夫すべきである。

## 第 6 公的弁護制度の運営主体について

### 1 運営主体の事務について

審議会意見が述べているとおり、全国的に充実した弁護活動を提供しうる態勢を整備するものとして、運営主体を設けることは意義がある。この場合、運営主体の役割としては、少なくとも、弁護態勢のセーフティーネットとして、一般の弁護士において引き受け手がない場合や、集中審理に対応できる弁護士がない場合に、弁護士を提供できるようにすることが必要である。そのため、運営主体においては、常勤弁護士を雇用するとともに、弁護士又は弁護士法人と契約を締結し、契約弁護士を確保すべきである。ただ、すべての国選弁護人を運営主体においてまかなうというのは、現実的とは思われない。仮に運営主体が国以外の機関であるとした場合、常勤弁護士や契約弁護士以外の一般弁護士に対する報酬を運営主体が支払うことは困難であり、この部分は現行の国選弁護制度と同様の扱いをせざるを得ないであろう。

### 2 運営主体の組織について

運営主体の組織については、運営主体が担当すべき事務の性質とともに、昨今の行政改革の動きをも踏まえつつ、司法制度改革審議会意見書が求める公正中立な運営を確保し得るものとなるよう、今後、実現可能な具体的組織形態について議論されるべきである。また、公的資金が投入される以上、その運営については、透明性、公正性が要求されるのは、当然であろう。

なお、国以外の法人を運営主体とする場合には、法人の役員として適切な人選が行われることを確保するほか、法人の運営に関する重要事項を審議させるため、有識者等から成る議決機関を設置することなどにより、法人の運営が公正中立なものとなることを確保するための仕組みを整備すべきである。

また、先般の司法制度改革推進本部顧問会議の席上、小泉内閣総理大臣が、法的紛争を抱えた市民が気軽に相談できる窓口を広く開設し、きめ細やかな情報や総合的な法律サービスを提供することにより、全国どの街でもあまねく市民が法的な救済を受けられるような司法ネットの整備を進める必要があると発言されたところである。この構想は、総合的な法律サービスの提供という点で、公的弁護制度にも関連するものであることから、本検討会においても、この構想との関連性をも踏まえた検討が必要となるものと考えられる。



## 第 7 公的付添人制度について

公的付添人については、少年審判手続の構造を十分に踏まえる必要がある。すなわち、少年審判手続における事実認定の適正化という観点からは、先般の少年法改正により裁定合議制度や検察官関与及び国選付添人制度等が導入されたところであるし、その際の議論としても、検察官と弁護士付添人の両方が関与することによって事実認定の適正化を図ることが適切であるとの整理がなされていたところである。したがって、検察官関与のない公的付添人制度の導入によって事実認定を適正化するという考え方をとることはできず、かつ被害者の側の納得も得られないであろう。

他方、要保護性の適切な認定のためという趣旨であれば、家庭裁判所調査官が既に存在しているところであり、これとの役割分担をどのように考えるのかは困難な問題がある。

いずれにしろ、現行の少年法は、少年の保護を優先的に考え、そのために刑事手続とはまったく異なる手続を採用し、家庭裁判所が少年に対する後見的な作用も行い、職権主義により調査、審判を行うという建前をとっているところであり、少年の権利保護のみを強調したり、刑事訴訟をモデルにして、公的付添人の範囲を拡充すべきと考えることは、かえって現行の少年法の趣旨とそぐわないものと言わざるを得ない。

したがって、公的付添人制度の導入の可否を検討するに当たっては、少年審判手続の構造や家庭裁判所調査官の役割などを踏まえた上で、その導入の必要性に関する議論について、真に必要性があるか十分に検討すべきである。